# 人権尊重のまちづくり審議会 会議概要

公開用

1 審議会名 人権尊重のまちづくり審議会

2 日 時 令和5年5月25日 午前10時00分から12時00分まで

3 会 場 中央解放会館 2階 大会議室

4 出 席 者 田中会長、堀内副会長、金井委員、高桑委員、百瀬委員、関委員、小林委員、成沢 香島、山民香島、海沢香島、油井香島、山崎香島、鈴木東敦田東

委員、土屋委員、滝沢委員、油井委員、山崎委員、鈴木専務理事

5 市側出席者 (市長部局) 石井市民まちづくり推進部長、柳沢人権共生課長、橋詰人権同和対策 課長補佐、清水人権同和対策係主事

> (教育委員会) 久保田生涯学習・文化財課 人権同和教育政策幹、樋口人権同和教育 係長

6 公開·非公開 公 開 · 一部公開 · 非公開

7 傍 聴 者 0人 記者 1人

8 会議概要作成年月日 令和5年6月1日

協 議 事 項 等

#### 1開会

- 2あいさつ
- 3新規委員・職員自己紹介
- 4副会長選出 副会長に堀内委員を選任
- 5長野犯罪被害者等支援センター専務講演
- 6協議事項
  - (1) 犯罪被害者等条例骨子案について
    - ・資料に沿い、分野別ごとの概略を説明(事務局)

条例制定の背景は、犯罪被害というのは突然誰でも起こりうる、犯罪に巻き込まれたときには直接的な被害、さらには間接的な被害がある。国の方で法律が制定され、その中で地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関して地域の状況に応じた施策の制定と実施する責務があると規定されている。県では昨年条例が制定された。また近隣市町村でも条例制定の動きがあること、本市でも人権尊重のまちづくり条例があり、その中の基本方針ということで、犯罪被害者等支援についても対応をしている。

条例制定の目的は、まず基本理念を定めて市の責務、さらに市民等と事業者等の役割を明らかにするということ、支援の基本になる事項を定めること。また具体的な内容は、被害の早期回復及び軽減、生活の再建、権利利益の保護を図ること。誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、条例を制定していきたい。

用語の定義は、主な用語は法律、県の条例に倣った内容である。この条例の対象になるものが、一般的に法律で定められているような犯罪だけでなく、それに準ずるもので、ストーカーや DV、虐待などの実際に犯罪ということで引っかからないが、そういった行為によって心身に有害な影響、結果的にはそういった影響を及ぼす行為があった場合には、犯罪等として対象にしていくというものである。

条例の対象者は、犯罪等により被害を受けた本人、その家族、亡くなってしまった場合には、ご遺族になる。

今回条例の対象範囲は、まず市民等は、実際市にお住まいの方、勤務通勤している方の他、市内で活動されている方、例えば所属されている団体の中で上田市に住所がない方がいても、そういう団体が市で活動しているような場合には対象になってくるため、広く対象をかける形になる。

事業者は、犯罪被害者等を雇用する者、市内で事業活動を行う者である。

関係機関等は、国、県、警察、民間団体とその他犯罪被害者等の支援に関係する者として広く対象にしている。

二次被害については、まず直接的被害にあったその後、心身の不調等があり、その原因として、職員や周囲の方の理解又は配慮にかけるような発言、インターネット等を通じた誹謗中傷、報道による過剰な取材などによって受けるものである。原因と結果というところで、二次被害の規定をしている。

再被害は、1回目の被害にあってさらに同じ方から被害を受けるというものである。

犯罪被害者等への支援を基本理念ということで4点掲げており、1点目は、個人の尊厳が重んぜられる、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われること。2点目は、その犯罪被害者等の方の事情に応じて適切に行われること。被害又は二次被害の状況及び原因、その方が置かれている状況などに応じて行われるということ。3点目は、重要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく行われること。4点目は、市と市民等と事業者及び関係機関等が相互に連携協力して行われること。

市の責務並びに市民等及び事業者の役割は、それぞれの責務や役割の規定をするものである。まず市の責務は、基本理念に則って、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策制定、実施をするというものである。

市民等の役割は、犯罪被害者等が置かれている状況、その支援の必要性について理解を 深めること。また二次被害が生じることのないように十分配慮すること。さらに市が行う 支援に協力するよう努めること。

事業者の役割は、市民等の役割と同じ内容になるがもう1点。事業者は、実際働く方が 犯罪被害者等になってしまっているような場合、就労に十分配慮、休暇や勤務時間や仕事 の内容、そういった部分での配慮を十分に行うこと。場合によっては必要な支援をするよ う努めるということが役割ということで設けている。

市の基本的施策ということで、8項目掲げているが、上5つの項目が当事者、犯罪被害者等の方への内容、下3つの項目は、周りの方、関係者への内容になっている。

まず相談及び情報の提供等は、犯罪被害者等が直面する様々な問題への相談に応じることと、関係機関との連絡調整、必要な情報提供、助言、こういった支援を総合的に行う窓口を設置することである。

具体的な施策として、日常生活に関しては、早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるようになるための支援、情報提供や助言などである。

住居の安定に関しては、従前の住居に居住することが困難となったりした場合、二次被害及び再被害防止するための支援である。

雇用の安定は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための事業者の理解を深めるための啓発で、この内容については、事業者に対してのものも含まれている。

経済的負担の軽減は、経済的な助成に関する情報の提供、助言などの支援である。

周囲の方への働きかけという部分は、市民等及び事業者への理解の促進に関して、役割ということでそれぞれ定められている項目で、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性についての理解を深めること。また二次被害を防止することについて、広報、啓発、教育というものである。

人材育成は、研修などを通じて支援の充実を図るという施策になる。

民間支援団体の支援は、それぞれの団体が適切かつ効果的に支援を推進するための支援 であり、情報提供や助言などを行うものである。

今年度中に条例制定をし、来年度令和6年4月1日の施行を目指したい。

## 質疑等

#### 【骨子案について】

【要望】(委員) 条例制定の背景目的から、まず第1条目的として具体的に文章か文言を書き入れ、目的のところに犯罪避難者等基本法で16年12月に制定された、あと基本理念に定め市の責任および市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等に受けた被害の早期回復、保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる、地域社会の実現に寄与することを目的とする、というようなものを作っていただくと非常にわかりやすい。第2条で定義と

して挙げた方が、条文として適当かと思う。

参考までに県の条例と推進計画に目を通すと、県では条例の制定とともに推進計画を作っている。

条例を作ったけれども実際に支援にあたっていくには、総合的に計画的に推進するためには、支援に関する計画、それが必要だからということで、策定していると思う。上田市は条例がまずできてからの考えだと思うが、そんなことも目を通して感じた。

第3条のところには基本理念、ここはこのように書いて、それから市の責務、市民等及び事業者の役割、ここは第4条になると思う。

そして市民等の役割を 5 条とか 6 条に入れ、下の 8 項目これが基本的施策、それから市は犯罪被害者等に関する施策を推進するため、そしてここを一つずつ入れていくという。相談及び情報の提供、これは関係機関との連絡調整、これが主だと思う。総合的に行うための窓口、この件につきましては 3 月の市の定例議会でも議員が犯罪被害者等の条例制定に関する質問をしており、市の方針としては、総合窓口っていうのは検討しますというお答えが載っていた。

この中で、一つ、個人情報の適切な管理っていうことを入れていただきたい。個人情報の重要性を埋め、認識して適切に管理する、そういうことも文言として載せていただければ良い。

また、強い経済的支援として見舞金。これもどこか項目として、第何条見舞金として具体的に金額、それから支給の範囲とか、そういう点も細かく検討していただければと思う。また、文言とか文章の語尾を、何々という、とか何々と定める、というような形に持っていった方がわかりやすいのではないかと感じる。非常に法律的なことで難しいですが、じっくり本当は時間かけて議論した方が良いのではないかと感じる。

《回答》(事務局) 文言の組み立ての質問だが、今回あくまで骨子案ということで作らせていただいている。条文形式では作らせていただいていないという点ご理解いただきたい。

続いて推進計画について、こちらはまだ検討中である。いずれにしても、ある程度具体的な支援の内容ということでは固めていかなければいけないので、どういった形でその支援の内容を固めていくかというところはあるが、支援の内容は、他の自治体や市自体がやっている施策との絡みを踏まえて、内容を整理し、組み立てていきたいと考えている。

続いて3月の議会でも質問あった事項について、総合窓口の関係は、今回市の基本的施 策のところで総合的に支援を行うための窓口の設置ということで項目を設けているので、 総合窓口の設置については今回検討している。

また2点、追加してほしいという、個人情報の適切な管理には、項目立てをするかどうかもあるが、支援の内容ということでは必要かと思うので、市の基本施策のところに盛り込んでいきたい。

見舞金については、この内容を条文に入れるかというところはあるが、条文に仮に盛り込まない場合でも、見舞金を支給する場合には要綱を制定するとともに予算化をする必要があるため、あらかじめ制度設計はしておかないといけない。経済的負担の軽減の内容についても具体的に検討し、お示しできるようにしていきたい。

### 【警察の体制について】

【(他の委員への) 質問】(委員)

(警察は)犯罪が起こったら、被害者が出てくるそのときに一番窓口になる。逮捕したりという部分では警察が関わっていると思う。警察の中にそういった被害者に対応する窓口、支援するところがあるのか。

#### 【警察の体制について】

【(他の委員への)回答】(委員)

警察では、事件が発生すると被害者に一番先に直接の支援に当たる。警察署でも、各警

察署の総務課に被害者支援係というものがある。各事件によって担当する被害者支援要員という者が各課に要員として設置されている。事件の捜査の過程で捜査する捜査員とは別だが、各課に支援する担当者とさらに総務課の方で、被害者支援係ということで、担当する職員がいる。主に事件の発生直後、警察の方で関わって支援をするが、被害支援とすると、大体1週間ぐらいの捜査の直近の事件から支援をメインで集中的に行うが、検察庁へ事件を送検するまでが警察の業務になってくる。被害者支援という面では事件を送検したところのその後も被害者の方は事件の捜査が終わったら終わりではないので、その後の支援についてまた引き続き被害者の方が元の生活に戻っていけるよう長期的な面での支援を警察から自治体や支援センターにつなぎ、協力しながら被害者支援していく。情報提供をし、警察が繋げなければ、市や支援センターも動けない部分があるので、その部分は警察の責任として役割を担っている。

## 【県内の犯罪状況の割合について】

## 【(他の委員への) 質問】(委員)

国の犯罪等の内容について、例えば通り魔が何件だったとか、そういうのは内閣府の方ではデータ取っているが、長野県の状況、どのような犯罪等は、何パーセントかなど教えていただけるか。

## 【県内の犯罪状況の割合について】

## 【(他の委員への)回答】(長野犯罪被害者等支援センター専務)

犯罪の状況については警察白書あるいは犯罪白書というところに載っている。犯罪被害者というところに載っているが、データとすれば、結構性犯罪被害が多い。件数的には現時点では手持ちがない。

## 【県内の性犯罪について】

#### 【(他の委員への) 質問】(委員)

他県の相談員さんの話を耳にしたら、性犯罪が7割からそれ以上あるという。内閣府の調査もそのような数字が出ているとのこと。犯罪等というと凶悪な殺人とか傷害とかだが、今はかなり精神的に結構重たい相談を受けていると感じる。警察に行くよりも支援センターに頼っていると思う。長野県もそういう傾向か。

#### 【県内の性犯罪について】

#### 【(他の委員への)回答】(委員)

性犯罪は事情もいろいろ抱えているものが多いので、警察に行くよりもまずこちらということはよくある。

それから長野県の場合、ワンストップセンターがある。それ以前、りんどうハートながのができる前は70%80%性被害(相談)が確かに多く、100何十件中の70%だった。それから比べるとりんどうハートができてからはそちらに行く率が増えたんだろうとは思う。

ただそちらでも相談できなかった心の問題も出てくるので、うちの方にも来た場合には もちろん支援するし、裁判の方にも行く。ただ犯罪それだけではない。具合悪くなって仕 事ができなくなって生活ができなくなる。近所からも嫌な目で見られるようになったな ど、この辺は自治体でないとフォローができないところが多い。

警察だけ支援センターだけというのではなく、ここが連携するという意味が出てくると思うが、市町村にもきっちりとした明文化したもので条例を作って、それに沿って、担当が変わったから話が違う、ということがないようにするためにも、文章化したものをもとに警察と支援センターとそれから市町村と、もちろん法律関係の方々、皆でやっていかないと、支援って難しいと思う。

大きな声で、この人はこんなに大変ですって言えないのは犯罪被害者である。その辺を

周りが温かい目で見ていかなければいけない。被害者をみんなで支援していかなきゃいけない。だから、ぜひ条例を作ってやっていただきたいという思いは強い。

## 【骨子案について】

【要望】(委員)

用語の定義で、犯罪等とあるが、「犯罪及びこれに準ずる」とあって、犯罪等ってどこまでを言うのか。市町村どこまでを犯罪としていうのか。警察に届けなければ犯罪じゃないって言われても困るというものが出てくると思う。その辺明記してもらう表現方法はないか思う。それから犯罪被害者等というのはどこまでを言うのか。犯罪等による被害を受けた者及びその家族または遺族、家族または遺族とあるが、パートナーシップや事実婚をどうするのか。それらに関する文言をどこかで入れていただいた方が分かりやすい。

東御市にはその他で※印のようにして、犯罪とはというところで明言していたり、家族 または遺族というのは、事実婚、パートナーシップの事情あるものを含むというようなこ ともあったため、分かりやすい、相談しやすいと思った。ご審議いただけるといいと思う。

《回答》(事務局) 用語の定義で犯罪等と犯罪被害者等というところだが、国の法律や県の条例なども参考に、最低限の内容で設けたところである。実際にどういった方たちが、どういった行為がこの条例の対象なってくるかというところは根本に関わる部分なため、先行して作った市の条例も参考にしながら、ここの部分を具体的にすることでさらに検討をして、そういった内容を盛り込めるようにしていきたい。

### 【支援窓口について】

【質問】(委員)

DV など、それを実際にお子さんが見ている。それも本来この準ずるに入ると思うが、 実際は今現在、上田市の場合は子育で・子育ち支援課の人たちが、動いてくれて児相と一 緒になって対応してくれている。

先ほどの条例骨子案にある犯罪等の「準ずる」のところをどうするか。今現在、動いて一生懸命対応している市の職員がいる。窓口からこう動くとか、その辺のところもきちっとやっていただけるか。市の職員の方々も、あるいはそれに協力しようとする人たちも動きやすいと感じる。「準ずる」のところどう反映するか、検討してほしいと思う。

## 【条例骨子案について】

【意見】(長野犯罪被害者等支援センター専務)

市町村条例できたところ6市町村あるが、市でみると千曲市と佐久市である。骨子に市の責務のところに基本理念に則って云々で、犯罪被害者等の支援のための施策を策定するとある。佐久市は犯罪被害者等支援に関する計画っていう項目を設けられている。これから条例をどうやって決定していくか、どう推進していくかということを計画で作り、具体的な計画として条文の中に1項目設けている。それは、他の市町村にはない。結論から言わせてもらうと佐久市の条例を参考にされると、非常に丁寧な条例ができるのではないかと感じる。

《回答》(事務局) 犯罪被害者等を具体的にどう支援に繋げていくか、相談の窓口からの実際の支援へどう繋ぐか動いていくかというところは、この条例の非常に重要な部分になるため、そういったところを踏まえながら、検討を進めていきたいと考えている。

条例の内容ということで、佐久市の内容については、直接佐久市から話を伺いながら参 考にさせていただいている。

佐久市は非常に充実した内容で、そこまでの内容が上田市として盛り込めるかどうかというところはあるが、参考にしながら上田市で特に必要な内容はどうなのか、実際にどう動いていくか、内容を検討していきたいと考える。

## 【骨子案パブリックコメントについて】

- 【質問】(委員) パブリックコメントについて、9 月に骨子案のパブリックコメントという流れで計画されており、その後修正、条例案の作成ということになっていくが、当事者の方や意見を出したい、伝えたいというそういう関わりを持てるのはパブリックコメントのところだと思う。骨子案についてはこういう計画が入っているが、条例案についてさらに細かなところについて、当事者の方から意見を聞くという時期は必要ないか検討していただければと思う。
- 《回答》(事務局) 骨子案をパブリックコメントで出しているところと条例案で出しているところそれぞれある。両方やったところもあり、実際両方やった方が確かに良く、実際その方が親切だが、そうするとパブリックコメントをするのに1ヶ月くらいかかり、それを修正して更に期間がかかってしまう。迅速にやると丁寧にやるというあたり、どちらを優先するかというところがある。条例骨子案は条文の形式ではないが、条文になる骨の部分、基本的には全て入っているということになる。そのため、骨子案としてやったのを、さらに条例案ということで、2回パブリックコメントをやったとしても、形式は違っても中身としてはそんなに違わない。条例骨子という、最終形ではないけれど骨の部分だけまず早い段階のところで御意見いただき、それを最終形に繋げていくということで、今回骨子案のみを出すということで今のところ考えている。
  - (2) 上田市人権政策基本方針第1次改訂令和4年度の進捗状況について
    - ・資料に沿い、分野別ごとの概略を説明 (事務局)

#### 質疑等

## 【障がい支援の担当について】

- 【質問】(委員) 説明のあった、障がい者の部分で、障がい者に対する理解の促進の中で普及啓発という事業がある。出前講座と記載あるが、これは出前講座を担当する主催は上田市か。誰が担当するかを教えていただきたい。
- 《回答》(事務局) 出前講座については基本的に各課に関係する事業については、それぞれの担当課の方で行うことになっている。

#### 【障がい者について】

- 【質問】(委員) 障害者の相談支援の充実ところで、保育課の方で巡回相談の回数が 60 回、133 回とある。人数は把握されているか。
- 《回答》(事務局) 今回、回数のみの報告しかないが、人数の部分もあると思う。そういったところを書き加えることで次回以降、追記をしていくことで検討させていただきたい。

#### 【女性の相談事業について】

- 【質問】(委員) 女性に対する暴力の根絶、女性相談 232 件で、この中でドメスティックバイオレンス の件数は、どのくらい含まれているか。補足資料の方にあるか。
- 《回答》(事務局) 現時点ではない。担当課の方である程度の分類をしているかどうかというところも含めて確認をしたい。

#### 【同和問題について】

【質問】(委員) 同和問題の関係、部落解放同盟上田市協議会について。人権同和対策関係団体で様々 な活動されているが、今年度、市の重点の施策の中で、新しい事業として予算計上して いるものがある。この内容など教えていただけるか。

人権同和対策推進事業、補足資料の中、講演会実施とか子ども会活動事業とか、人権 教育啓発推進に関する事業と載っている。この他に、今年度新しく取り組む事業、市の 重点施策の中の一つに、予算も計上されているが、どのような事業を新しくされるか。

《回答》(事務局) 部落解放同盟上田市協議会関係では特に令和5年度新規というものはない。人権同和 対策事業に関して、当課で今年度新規というのは特にない。

当課で行っている関係については、この同和問題という部分が主なものになるが、実際それぞれの項目については他の事業で実施しているものになる。よって、人権同和対策事業以外のところで実施しているものというのも含まれるが、今回ここに記載しているものについては令和4年度及び令和3年度で変わっているものはない。このことについて、今回新規での事業は令和4年度に限ってはなかったということである。

(事務局) 事務連絡

7 閉 会

(以上 2時間00分)